

公的年金制度の給付には、ほかにも以下のようなものがあります。

【国民年金におけるその他の給付】

	概 要		概 要
寡婦年金	寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。	付加年金	付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。
死亡一時金	死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

【厚生年金におけるその他の給付】

	概 要		概 要
障害手当金	障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に治った場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

〈脱退一時金の額について〉

対象月数	国民年金 (平成19年度)	厚生年金
6ヶ月以上 12ヶ月未満	42,300円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12ヶ月以上 18ヶ月未満	84,600円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18ヶ月以上 24ヶ月未満	126,900円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24ヶ月以上 30ヶ月未満	169,200円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30ヶ月以上 36ヶ月未満	211,500円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36ヶ月以上	253,800円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

※保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されています。

- 最終月 1月～8月 前々年の10月の保険料率
- 最終月 9月～12月 前年の10月の保険料率